**平成２５年（フ）第１８６号**
三重県四日市市小林町3031番地５　ビバリーＫ＆Ａ・Ｂ―201
債務者　田端　和子
１　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２５年（フ）第１９７号**
三重県四日市市波木町389番地35
債務者　仲田めぐみ
１　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２５年（フ）第２０１号**
三重県桑名市大字島田585番地
債務者　田中みさゑ
１　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２５年（フ）第２０２号**
三重県四日市市ときわ３丁目２番10号
債務者　今井たか子
１　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２５年（フ）第２０５号**
三重県四日市市堀木１丁目２番３―202号　サニータウン堀木
債務者　髙田美枝子（旧姓梅澤）
１　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２５年（フ）第２１２号**
三重県四日市市赤水町1245番地９　あこぎ団地Ｒ４―507
債務者　バビア志保
１　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２５年（フ）第１８５号**
滋賀県甲賀市信楽町長野1445番地106
債務者　稲増　亮子
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２４３号**
滋賀県栗東市下鈎1099番地　宮ノ東ハイツⅡ406号、前住所滋賀県東近江市沖野３丁目１番19号
債務者　大地由紀子（旧姓吉見）
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２６０号**
滋賀県栗東市小柿５丁目19番11―201号、前住所滋賀県栗東市綣２丁目２番34―314号
債務者　岡田なつ子
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２９３号**
大津市中央１丁目８番32号レジデンス大津401、前住所大津市本丸町６番８―508号
債務者　中出　　透
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２９７号**
大津市桜野町２丁目７番８号　ステーションコーポ西大津101、前住所大津市あかね町13番16―406号
債務者　長谷川賀奈子
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３０５号**
大津市真野大野１丁目21番22号
債務者　長嶺　景三
１　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３２１号**
滋賀県守山市勝部１丁目14番５―12号
債務者　お食事処久こと　澤田　愛子
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１１９４号**
京都府宇治市槇島町石橋49番地　サンシティ槇島403号
債務者　森野　有美
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１２１０号**
京都府長岡京市今里貝川１番地２
債務者　斜木　誠也
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１２１８号**
京都市伏見区桃山町泰長老93番地　シャトー観月橋307号室、前住所京都府八幡市八幡三本橋44番地の１
債務者　沢村　　忍
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１２４３号**
京都府京田辺市河原東久保田３番地　15―201号
債務者　塚本　恵子
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１２５０号**
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１　４棟106号
債務者　杉山　弘幸
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係